

仕様書

1. 件名

Instagram を用いた奈良公園マナー啓発・魅力発信業務委託

2. 業務目的

奈良公園は、天然記念物「奈良のシカ」と人が共生する世界にも例のない歴史・文化・自然が一体となった特殊な環境を形成している。

しかしながら、近年はインバウンド来訪者の回復等により、奈良のシカとの接し方に関する誤った行動や、ごみ問題、住民の生活空間におけるマナー違反など、奈良公園の特殊性を認識していない来訪者について課題が生じている。こうした状況を踏まえ、来訪者に対し奈良公園における正しいマナーの注意喚起（～してはならない等の禁止・制限）だけでなく、来訪者の自発的な行動変容を促すことで体験価値の向上を図り、奈良公園の価値や魅力を損なうことなく国内外に広く発信していくことが重要となっている。

本業務は、SNS 世界シェア最大かつ視覚情報が中心でノンバーバル発信に適した「Instagram」を中核メディアとして、奈良公園エリアの魅力や公園内における正しいマナーについて、統一的な情報発信を行うためアカウント運用委託を行う。効果的な情報発信によりアカウントフォロワーを増やし、アカウントの影響力・拡散力を向上させ、正当性を担保する。この二つの要素に基づいた「模範的な奈良公園エリアの楽しみ方」を発信することにより、来訪者のマナー向上及び奈良公園のブランドイメージの向上につなげ、安心安全な奈良公園の実現に資することを目的とする。

3. 業務内容

契約日から令和 9 年 1 月 31 日までアカウント運営を実施する。

なお、発信にあたっては、「2. 事業目的」を念頭に、近年の Instagram の仕様変化も鑑みて、アカウントを運用すること。

(1) アカウントアイコンの提案

SNS における視認性及び情報発信力の向上を図るため、「奈良公園」を象徴するアイコンを制作するものとする。

- ① アイコンの制作にあたっては、奈良公園が有する歴史・文化・自然といった特徴や、奈良公園を象徴する要素を踏まえ、国内外の利用者に親しみやすく、奈良公園のイメージ向上につながる普遍的なデザインとすること。
- ② 制作したアイコンは、SNS アカウント等におけるプロフィール画像として使用するほか、将来的に奈良公園の魅力発信や普及啓発を目的とした広報物、印刷物、ノベルティグッズ等への活用を想定し、これらの用途に使用可能なデザインデータを納品すること。
- ③ 制作したアイコンに関する著作権その他一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者が必要に応じて加工・二次利用できるものとする。
- ④ データの仕様
 - ・サイズ:1080px×1080px(正方形)
 - ・形式:PNG(背景透過あり及び透過なし、300dpi 以上)、AI 又は SVG 等のベクターデータ(・レイヤーを保持した状態で納品すること)

(2) アカウント運営

- ① 適切な説明文と適切な「#(ハッシュタグ)」を付して画像・動画の投稿を行うこと。
なお、投稿時の説明文の言語については適宜委託者と協議のうえ決定する。
- ② 年間の投稿スケジュールの計画を策定すること。
- ③ 受託者の提案をもとに、8 月からの投稿スケジュールを決定すること。
なお、スケジュールが確定するまでの期間は投稿頻度が著しく下がらないよう委託者と相談、調整のうえ投稿すること。

- ④ 投稿に対しフォロワーからコメントがあった場合は、内容に応じて適切な返信を行う。
(例:海外フォロワーからの場所に関する問い合わせに回答するなど)
- ⑤ 乗っ取り、炎上等、事故が発生した場合は、至急委託者へ共有し、適切な対応を行う。
※インシデント対応にあたっては、奈良公園室職員と密に連携し協議の上対処すること。その他関連する法令を順守すること。

(3) 定期投稿用のフィード及びリール用動画の企画・制作・調整

2の業務目的を達成するため、奈良公園地域(8.履行場所及び奈良公園の範囲を参照)の魅力を発掘するきっかけとなるようなフィード及びリール動画を企画・制作・調整すること。

① フィード用リポスト調整

奈良公園の奈良のシカとの共生に関すること、奈良公園の景観・環境維持のためのマナー啓発に関すること、奈良公園のブランドイメージに寄与する写真や動画等を月4回以上リポストする。

奈良公園地域で撮影され、投稿された画像・動画から、アカウントで投稿する画像・動画の候補を選定すること。

選定した画像・動画のうち、委託者が合意した画像・動画に対し、委託者が定める手順に則して投稿者からの合意を得て、画像・動画を取得すること。

② リール用オリジナル動画制作(撮影・編集・投稿)

奈良公園の奈良のシカとの共生に関すること、奈良公園の景観・環境維持のためのマナー啓発に関すること、奈良公園ブランドイメージに寄与すること、これらのノンバーバルな動画を制作すること。回数は月1回以上とする。なお、実施内容、実施時期については委託者と相談のうえ決定すること。

③ コラボレーション動画制作、ディレクション企業、インフルエンサー等とのコラボレーションリール動画の制作、ディレクションを行うこと。回数は事業期間中2回以上とする。なお、コラボレーション相手方の選定、実施内容、実施時期については委託者と相談のうえ決定すること。

④ ストーリーズの企画・運営

ストーリーズは月1回以上配信することとし、その内容について企画・運営すること。

⑤ 上記①～④について合計月8回(※週2ペース)以上は投稿すること。投稿内容やスケジュールについては委託者に提案、相談のうえ決定すること。

(4) 広告用動画等の制作

アカウントの世界観を伝えられる広告配信用の動画を2本以上制作すること。制作にあたっては、配信国に合わせた言語を使うなど適切なクリエイティブとすること。

あわせて、デジタルサイネージ等のタッチポイントで放映するための15秒以上30秒以内の動画を1本以上作成すること。各種動画は、委託者が指定する形式で納品すること。

動画を制作するにあたって投稿者の画像を使用する場合は使用許諾を得ること。

(5) 広告の企画・運営

① Instagram 広告を企画し、運営すること。

来訪可能性が高い地域、インプレッション効果が高い地域など、適切な広告配信となるよう提案すること。広告は毎日行うこと。広告の効果は定例会で報告し、業務目標達成に向け、PDCA を実行すること。

② 提案には配信国に合わせた言語を使うなど、適切な広告用動画等の制作を含むものとする。広告用動画等は委託者が指定する形式で納品すること。

③クリエイティブについては委託者と協議の上制作すること。

(6) フォロワー獲得・アカウント認知向上に資する企画・運営

- ① フォロワー獲得及びアカウントの認知度を高めるため、奈良公園の魅力を発掘するきっかけとなるような施策を企画、運営すること。実施手法、実施時期も含め提案すること。
- ② 奈良公園の性質の理解した上で、「奈良のシカ」との適切な共生関係を発信すること。
- ③ 受託者の提案を基に、企画・スケジュール案を委託者に相談、調整のうえ、決定すること。
- ④ その他
 - (a) イベントやキャンペーンを展開する場合は、告知も併せて実施すること。
 - (b) 年に一度フォトコンテストを実施すること。開催にあたっては、季節やイベントに応じたテーマ設定、投稿方法、応募規約の策定、審査及び結果発表を含め、投稿作品が奈良公園の歴史・文化・自然の魅力を的確に伝えるものとなるよう配慮すること。

(7) 行動変容を促す SNS 以外での広報・啓発活動

- ① 大阪・京都などから奈良公園に至る導線上での効果的な啓発・広報展開について提案を行うこと。
- ② クリエイティブに関しては統合的な企画であることがわかるものとする。

(8) 業務実施報告

以下の項目について、月次で報告書を作成し、定例会を実施して報告を行うこと。ただし、両者の合意のもと、オンラインでの開催や書面での報告に替えることができるものとする。

また、令和 9 年 2 月 10 日には、業務報告書を提出すること。

- ・投稿件数
- ・フォロワー数(月毎の国・地域の割合、月毎の推移)
- ・「いいね！」数(月毎の推移)
- ・コメント数(月毎の推移)及び主な内容と傾向
- ・広告のセグメント、リーチ数、エンゲージ数(国内、海外)
- ・広告費の内訳(国内、海外)
- ・フォロワー獲得施策の実績、効果、分析、評価(年度末のみ)

(9) その他

- ① 実施に必要な取材調整、申請手続き等付帯する業務全般を行うこと。
- ② 受託者は、「3. 業務内容」に記載する業務を遂行するにあたり発生した費用は、本事業委託料の範囲内において負担するものとする。
- ③ その他、本事業の目的達成のため、より効果を高める手法がある場合は、手段や方法、効果等を示した上で提案すること。

5. 業務目標

- (1) フォロワー獲得数: 事業期間中 5,000 人以上の獲得を目指すこと。期間中は達成に向けた施策を講じること。
- (2) 本委託業務で制作したリール用動画の総リーチ数: 年間 2,000 万回以上を目指すこと。

6. 成果物の納品

本業務の成果物は次のとおりとする。ただし委託者との協議により変更する場合がある。

- (1) 成果物
 - ・リール用オリジナル動画

- ・リール用動画(画像提供あり)
- ・広告用動画
- ・サイネージ用動画
- ・月次報告書及び年間の業務報告書

その他、提案を基に委託者と適宜相談のうえ、調整、決定する。

(2) 納品方法

動画は委託者もしくは受託者が指定するファイル転送サービス等を用い納品すること。

7. セキュリティについて

次のとおり管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を施すとともに委託者に報告すること。

- (1) アカウントの管理については、トラブル対応を想定し適切に管理すること。
- (2) ログインパスワードについては、定期的に変更し乗っ取り等の対策をすること。
- (3) 使用端末は限定し、ウィルス感染、個人情報の流出等に対し万全を期すること。

8. 履行場所及び奈良公園の範囲

- (1) 奈良県庁奈良公園室 他
- (2) 業務にあたり、奈良公園の範囲は別紙地図のとおりとする。なお、地図の範囲外であっても、奈良公園に関係し、業務目的に照らして合理的な範囲において、委託者と協議の上業務を履行するものとする。

9. 履行期間

契約日から令和9年2月10日まで

10 履行の完了

Instagram アカウントでの発信内容及び報告書の確認をもって履行完了とする。

11 その他

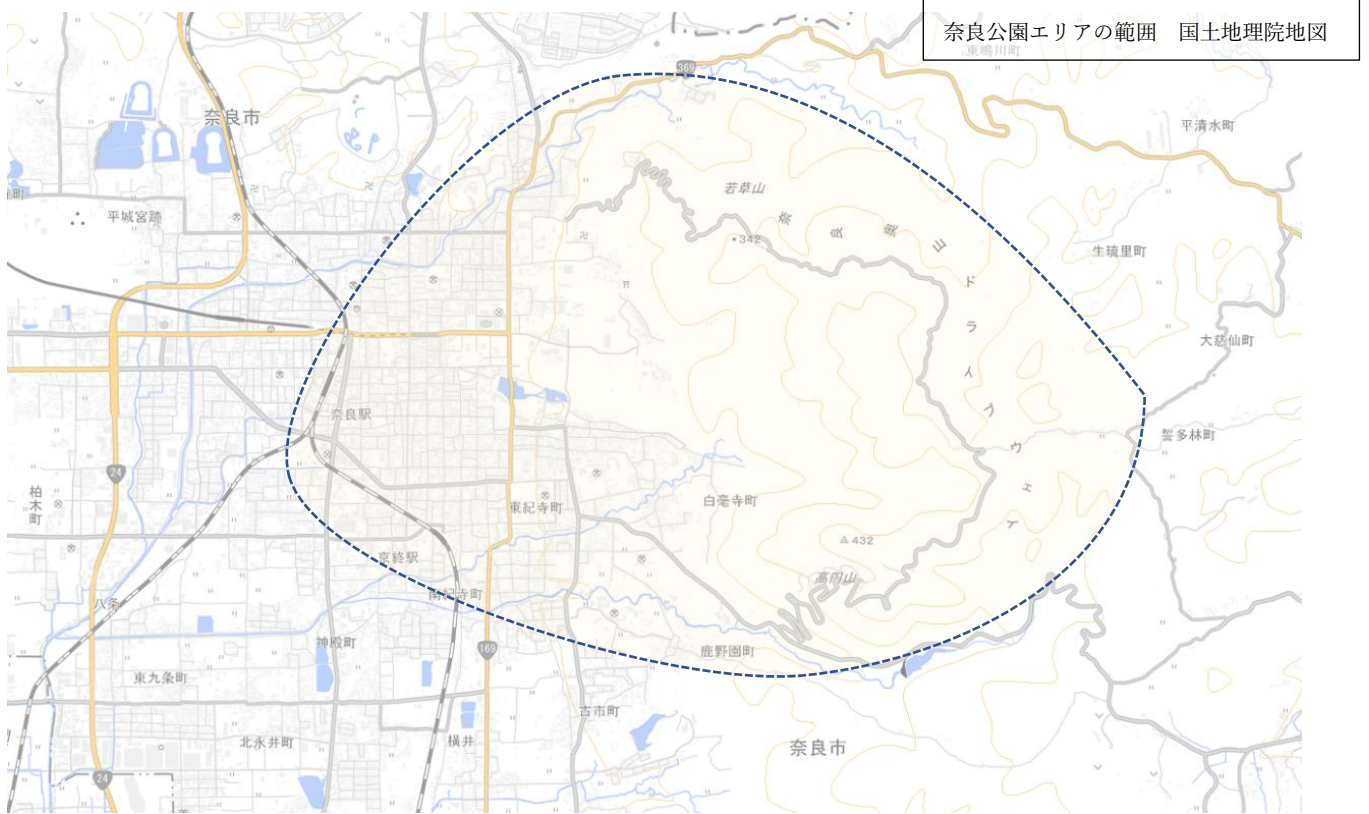
- (1) 契約の履行にあたり、委託契約書など関係法令を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、奈良県が委託契約書などの定めるところによるほか、別途協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に伴い、制作した成果物の著作権等の権利については全て委託者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、「6. 成果物の納品(1)」における成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証するものとし、侵害があった場合は、受注者の責任と負担で解決するものとする。
- (6) 業務については、仕様書並びにプロポーザルで受けた提案内容を基に委託者と適宜相談のうえ、調整、決定するものとする。

12 担当

奈良県産業部観光局 奈良公園室

TEL:0742-27-8677 Mail:nara-park@office.pref.nara.lg.jp

(別紙)



(注釈)

当該地図はあくまで撮影ロケーションなど、大まかな業務の履行場所の範囲をしめすものである。
受託者は奈良公園に関係し、業務目的に照らして合理的・効果的な範囲において、提案を行うものとする。